



個々の状態に応じた介護予防の計画から、評価といった介護予防ケアマネジメントを行います。

また、虐待の防止と早期発見、権利擁護や他のサービスとの連携といった高齢者の総合相談・支援を行います。

地域の身近な窓口として、市内に四か所の地域包括支援センターと三か所のサブセンターを設置します。一人暮らしが心配だ「介護認定を申請したが非該当だった」など、相談がありましたら、最寄の地域包括支援センターにご連絡ください。

要支援と認定された人は地域包括支援センターにご相談ください

要支援一、二の人を対象とした新予防給付のケアマネジメントは、地域支援事業として行われる介護予防事業の一貫性・連続性が求められることから、地域包括支援センターで責任を持って行うこととなります。

要支援の人が、新予防給付のサービスを受けるために必要な介護予防サービス計画の作成は、地域包括支援センターへ依頼していただくこととなります。一、二と認定された人は地域包括支援センターにご相談ください。

介護保険制度が変わります。

介護保険を利用するときの「要支援・要介護認定」が変わります

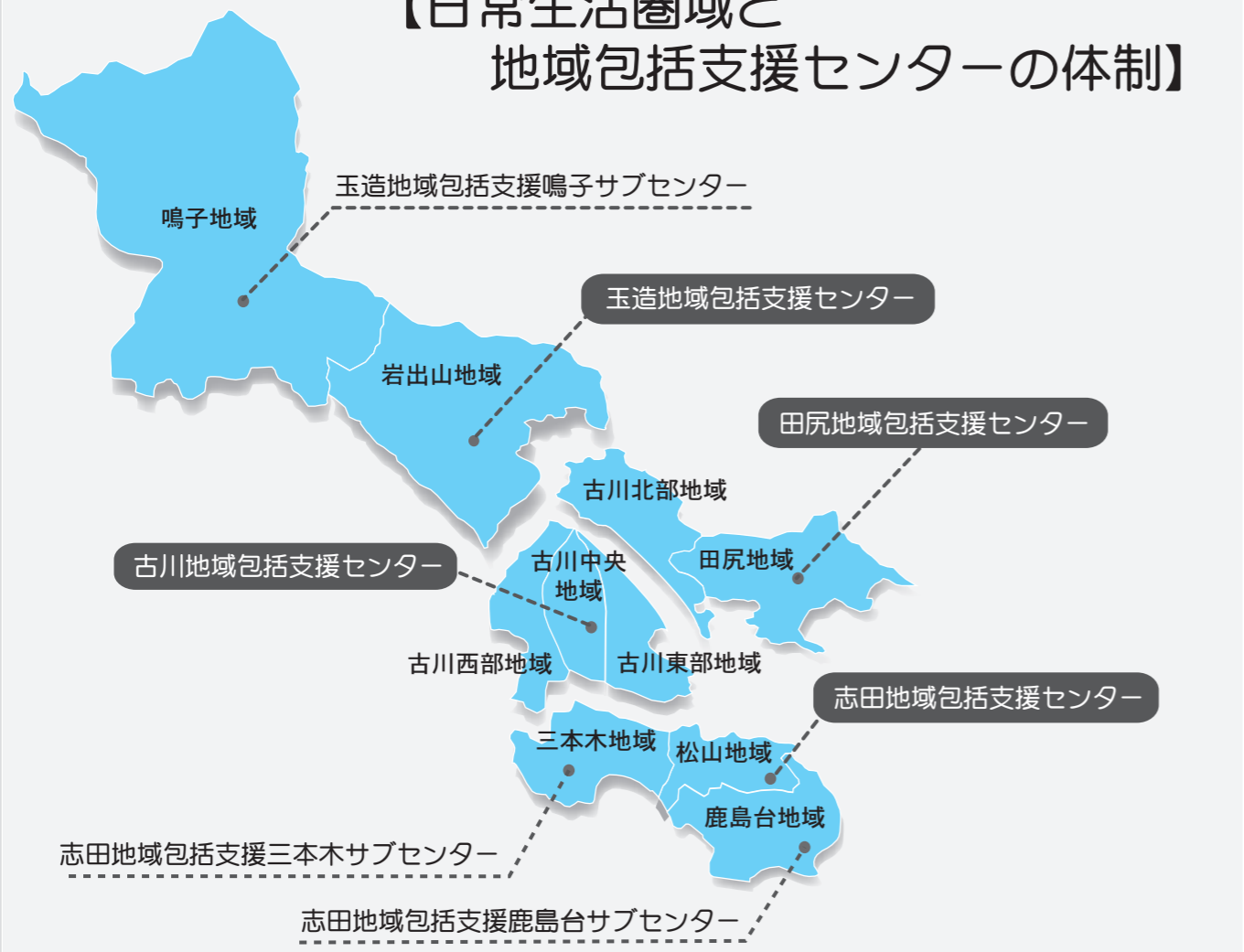
介護保険を利用するときは、市の窓口で申請をし、介護が必要であるかの「要支援・要介護認定」を受ける必要があります。今までは要支援と要介護一〜五までの六段階に認定が区分されていました。が、これからは要支援一、二と要介護一〜五までの七段階となります。今までの要支援が要支援一となり、要介護一については状態の維持、改善の可能性を審査し、その結果、生活機能が改善する可能性の高い人が要支援二に区分されるようになります。

※現在、要支援・要介護一と認定されている人は、次回の更新・変更申請より変わります。

介護予防に重点を置いた「新予防給付」「地域支援事業」がはじまります

要支援一、二と認定された

【日常生活圏域と地域包括支援センターの体制】



【要支援・要介護認定区分】



人は、「新予防給付」を利用することができません。新予防給付は、今まで要支援の人に行われていた予防給付のサービスについて、生活機能の維持・向上の観点から、内容、

提供方法、提供期間などが見直されるとともに、新たに「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」が選択的サービスとして導入されます。

要介護一〜五と認定された人については、今までの介護給付が行われます。また、介護保険の認定を受けていない要支援・要介護状態になるおそれの高い虚弱高齢者（特定高齢者）などについては、「地域支援事業」が行われます。

地域支援事業では、事業の対象となる特定高齢者の把握や「閉じこもり予防教室」、調理が困難な高齢者等が安心して生活できるようにする「食の自立支援サービス事業」などの介護予防が行われます。

身近な場所で地域密着型サービスがはじまります

要支援・要介護認定を受けた人が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」など、身近な場所で提供されることが適当なサービスが「地域密着型サービス」として行われます。

市をさらに細かく分けた日常生活圏域ごとにサービス提供の拠点を整備し、原則として市の被保険者のみがサービスを利用できます。

介護予防の拠点、地域包括支援センターが設置されます

心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、地域包括支援センターが設置されます。

これまで在宅介護支援センターが担ってきた業務を更に充実強化し、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの職員が専門性を生かし、特定高齢者や要支援一、二と認定された人などに対して、

平成十八年四月に介護保険制度が改正となります。新しい介護保険は、できる限り介護が必要な状態にならないようにする、介護が必要な状態になっても軽度な状態から重度にならないようにするといった「介護予防」に重点を置いたしくみに変わります。

◎ 介護福祉課 ☎6125